

令和 3 年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

1 要旨・目的

令和 3 年度における、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を取りまとめた。

この運用状況は、情報公開制度の適正な運営と健全な発展を期するため、また、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、広島県情報公開条例第 25 条及び広島県個人情報保護条例第 48 条により、知事が毎年 1 回、公表することとされているものである。

2 現状・背景

(1) 情報公開制度

県が県政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的としている。

(2) 個人情報保護制度

個人情報の適正な取扱いの確保に必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

3 概要

(1) 調査対象

条例に規定する実施機関（知事，教育委員会，公安委員会，警察本部長，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会，公営企業管理者，病院事業管理者，広島県公立大学法人，広島県土地開発公社，広島県道路公社，広島県住宅供給公社，広島高速道路公社（地方公社については，広島県情報公開条例のみ適用））

(2) 調査期間

令和 3 年度

(3) 調査結果

別紙のとおり

4 その他（関連情報等）

広島県ホームページ：（令和 2 年度以前の運用状況を掲載）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zyouhoukoukaishinsakai/list1190.html>